



おぐら倉

<校訓>
自主
創造
協力



令和4年5月24日(火)発行
校長 栗原博巳
北九州市八幡東区尾倉三丁目10番1号
HP: www.kita9.ed.jp/ogura-j/

<学校教育目標>

豊かな心を持ち、健やかでたくましく行動する生徒の育成～みんなで考え、みんなで取り組み、みんなで作る尾倉中学校～

<目指す生徒像>

- ① 感性豊かで、意欲的、主体的に学習する生徒
 - ② 健康で明るく、思いやりのある生徒
 - ③ 礼儀正しく、奉仕の精神に満ちた生徒
- ◇ 元気のいい挨拶・礼儀・身なり・学習規律と集団生活における規律とマナー

5月は自転車安全利用促進強化月間です！

5月は自転車の安全運転を呼びかける「自転車安全利用促進強化月間」です。これにあわせて5月20日午前中、福岡県内各地で警察による街頭指導が行われました。街頭指導は交通量が多い幹線道路や通学路などおよそ60か所で行われました。多くの警察官が街頭に立って自転車の利用者が交通ルールやマナーを守っているか確認していました。

警察によりますと、ことし福岡県内で発生した自転車の事故は先月末までに977件に上っていて、およそ半分が出会い頭の衝突だということです。

警察は一般的な自転車よりも軽いスポーツタイプや加速しやすい電動機付きの自転車は、スピードを出しがちになるとして、利用の際には特に注意するよう呼びかけています。

警察では、「自転車は便利な乗り物ですが、あくまでも車両の一部です。歩行者や自動車など周囲の状況に注意しながら、安全な速度で利用してください」と呼び掛けています。

信号を守る、一時停止をするなど、交通ルールは歩行者・自転車・自動車など道路を利用する人すべてが、安全に道路を通行し、交通事故を未然に防ぐためのものです。ルールを知っているだけでなく、それらをきちんと守ることが重要です。

こうした現状において、“自転車安全利用五則（警察庁交通対策本部決定）”は、事故の減少に大きく寄与するものといえます。

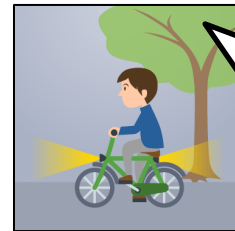
自転車を利用するにあたって、被害者・加害者にならない為には、“自転車安全利用五則”の徹底が基本です。

① 自転車は車道が原則、歩道は例外のみ通行可

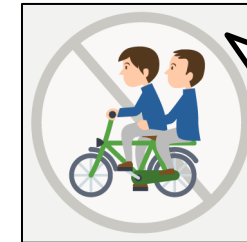
② 車道は左側を通行

③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

④ 安全ルールを守る



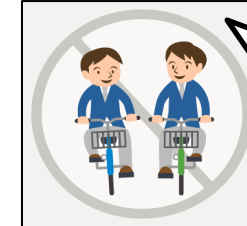
夜間ライト点灯：夜間、自転車で道路を走るときは、前照灯及び尾灯（または反射器材）をつけなければなりません。



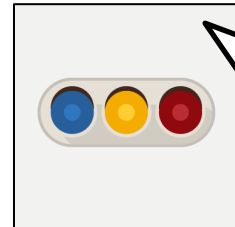
二人乗り禁止：自転車の二人乗りは、6歳未満の子どもの幼児用座席に乗せるなどの場合を除いて、原則として禁止されています。



飲酒運転禁止：自転車も飲酒運転は禁止されています。酒気を帯びて自転車を運転してはなりません。



並走禁止：「並進可」の標識があるところ以外では、並んで走ってはいけません。



信号遵守：信号は必ず守りましょう。「歩行者・自転車専用」信号機がある場合は、その信号に従いましょう。



安全確認：「止まれ」の標識がある場所では、必ず一時停止しましょう。

⑤ 子どもはヘルメットを着用

校長先生からのお願い！

生徒のみなさんへ（校長先生から）

自転車事故については先生の体験からお話します。先生の息子が部活動に行く途中（この日は雨が降っていました）、坂道を下っていて、マンホールの蓋の上でタイヤが滑り、転倒、口から顎（あご）にかけて10数針を縫う大ケガをしました。医者から「アスファルトのようなデコボコした路面でできた傷はきちんとくっつきませんよ」と言われ、今でもその傷は残っています。決まりを守っていても、いつ事故に遭うかもしれません。自転車に乗る時は、いつも以上に周りの状況に気を付けましょう。